

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名： 山形県
農業委員会名： 山辺町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和 3年 4月 1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	517	286				803
経営耕地面積	369	168	51	97	20	537
遊休農地面積	9	25	25	0	0	34
農地台帳面積	644	533	388	145	0	1177

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	612
自給的農家数	276
販売農家数	336
主業農家数	73
準主業農家数	87
副業的農家数	176

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	543
女性	247
40代以下	30

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	32
基本構想水準到達者	8
認定新規就農者	2
農業参入法人	0
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 4月 16日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	—	4
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	7	7	4

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		825ha	206.2ha
課 題	農業専従者の減少・高齢化などによる耕作放棄地の増加、農地の分散錯圃等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。また、担い手や土地利用改善組合等で耕作する農地を保つ努力をしているが、荒廃農地が増加しているため「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」を活用する等、担い手への農地集積の方策を講じていく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
225ha	214.5ha	7.4ha	95.33%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	1.4月～3月に円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等の周知を図る。 2.6月～11月に農地の利用集積に向けた掘り起し活動。 3.4月～3月(毎月)に期間満了者への更新手続きの通知送付。
活動実績	年間を通し、農地利用最適化推進委員会を中心とした、マッチング活動を実施し、4月から3月まで、計6回期間満了前に該当者へ再設定の手続き等の文書連絡を継続して実施。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	集積目標の達成には至らなかったものの、農地中間管理機構を通しての集積が図られた。
活動に対する評価	円滑な権利移動ができるように、今後も農地利用最適化推進委員会を中心とした活動を継続して実施していく必要がある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数
	1経営体	3経営体	0経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.3ha	2.2ha	0ha
課題	農業従事者の減少や、担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について、広報誌等を利用して情報提供を行いながら新たな担い手を確保していく必要がある。また、「人・農地プラン」へ位置付けることで、新たな担い手への支援策活用へ繋がるように、地域での話し合いを継続して実施していく必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2経営体	2経営体	100%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.6ha	1.2ha	200%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	4月～3月に農業委員や推進委員等から意欲のある就農希望者の情報収集を行い、町産業課と連携を図りながら参入促進活動を実施する。 また、1月の広報誌も活用しながら新規就農等の促進を図る。
活動実績	・町産業課と連携を図りながら参入希望者の窓口相談対応を実施した。 ・1月の広報誌において、新規就農者の紹介等を行い、推進を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	経営体数及び面積においても、目標の達成に至らなかった。
活動に対する評価	今後も、継続した取り組みを推進していく。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	859ha	34ha	3.96%
課 題	農業従事者の減少や高齢化により、中山間地域や平野部の山際の農地で荒廃化が進んでおり、耕作放棄地の再生利用への取り組みが必要である。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.3ha	0.7ha	233%

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	調査方法	15人	7月～12月	11月～1月
①管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地の状況をさらに詳しく確認し地図に記録。②調査区域を5区域に区切り、担当農業委員及び推進委員を定めて調査。③農地が集团的に利用されている地域等周辺農地に及ぼす影響が大きい地域から順次調査。④仮登記農地、農地法第3条第3項及び農業経営基盤強化法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査。					
農地の利用意向調査		調査実施時期:10月～11月			
その他の活動	農委広報記事にて遊休農地発生 of 未然防止を啓発。				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		15人	7月～11月	11月～1月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月～12月	調査結果取りまとめ時期	12月～1月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 39筆	調査数: 筆	調査数: 筆	
	調査面積: 4.0ha	調査面積: ha	調査面積: ha		
その他の活動	農委広報記事にて遊休農地発生 of 未然防止を啓発。				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	解消目標に対する成果は目標を上回ったが、新たな遊休農地が発生しており、全体数としては遊休農地が増加する結果となった。
活動に対する評価	概ね妥当である。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	825ha	0.133ha
課 題	宅地化したままの状態が長く続いており、是正されていないものへの対応が課題となっている。また、新たな違反転用の発生防止のために、農地パトロールの強化が必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.133ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	7月～12月に違反転用者に対して、是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施。また、違反転用の防止のため、8月の農地パトロールの強化や、1月の広報誌での啓発を行う。
活動実績	計画どおりの活動には至らなかったが、新規に発見された違反転用者に対しては、是正の指導を行っている。
活動に対する評価	違反転用者への是正指導を強化していく必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 18件、うち許可 18件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	担当地区の推進委員の現地確認、必要に応じて申請者からの聞き取り等をして、事前審査会で審査している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	事前審査会での審査内容及び事務局の説明により、農業委員による議案の審議を行っている。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページで公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	16日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 8件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時に事務局で聴き取りを行い、担当地区の推進委員が現地確認等調査を行い、事前審査会で審査している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	議案書により許可該当基準等詳細な説明を行い、事前審査会での審査内容を受けて、農業委員による議案の審議を行っている。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページで公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	16日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		10 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		10 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 146件 公表時期 令和 3年 3月 情報の提供方法:「農業労働賃金及び機械利用料金標準」に貸借料情報を掲載して農家へ配布。また、町ホームページに掲載している。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 151件 取りまとめ時期 令和 3年 2月 情報の提供方法:情報の提供はしていない。
	是正措置	情報の提供について検討していく。
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1177ha
		データ更新:農地法の許可、相続等の届出、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等のデータを毎月更新している。
	公表:農地情報公開システムにて公表。	
是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉</p> <p>借受可能な農地に関する情報の提供。</p> <p>〈対処内容〉</p> <p>出し手や借り手の情報を収集し、出来る限り対応。</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉</p> <p>手続き資料作成などの簡素化。</p> <p>〈対処内容〉</p> <p>審査手続き上おいての必要性をわかりやすく説明。理解を求めた。</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	<p>町及び町議会に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹農家の後継者確保及び担い手育成や法人設立への支援。 ・認定農業者等への補助制度の継続的な予算確保。 ・若手農業者組織に対する支援及び6次産業化の拡大。 ・米政策見直しに対する、町から国に対する要望要請。 ・有害鳥獣対策の推進と予防策への財政支援。 ・遊休農地発生防止・解消対策への財政支援。
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--